

アスベスト対策を求める意見書

アスベスト製品を製造していた企業の従業員や周辺住民について、アスベストが原因と見られる中皮種や肺がん等により死亡した事例が相次いで報告されている。

悪性中皮種による死亡者が、この10年間だけで6000人を超え、今後40年間で10万人にのぼると言われている。

長年にわたってアスベストを輸入、製造、使用させ続けてきた責任は重大であり、政府は、当面の対応策として、「アスベスト問題に関する関係閣僚会合」において、実態把握、相談窓口の設置等の取り組みを始めたところである。

国民の不安は非常に高まっており、正確な情報が求められている。労災補償を受けていない被害者や周辺住民の救済が切実に求められている。

よって、国会及び政府においては、国民の安全確保及び被害者の救済のため、下記の項目を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 アスベストを取り扱ったことのある事業所等に関する必要な情報を開示すること。
- 2 健康被害を受けるおそれのある離職者を含む労働者や、周辺住民等に対して、継続的な健診体制を整える等必要な措置を講じること。
- 3 アスベストを原因とする疾病は潜伏期間がきわめて長期であり、現行制度では労災認定が難しいため、立法措置等について具体的な結論を得ること。また、労災補償の対象とならない被害者に対し、新たに医療費を補償する等必要な措置を講じること。
- 4 抗がん剤ペメトレキセドの早期承認を行い、より効果的な診断法や治療法の開発のための研究を進めること。また、そのための中皮種登録制度を創設すること。
- 5 教育施設等各種建築物におけるアスベスト使用状況の調査を徹底し、施設の利用及び解体作業に際しては露防止対策・廃棄物対策を強化するとともに、調査及び改善措置に対し必要な支援を行うこと。
- 6 アスベストの製造・使用等を、2008年を待たず、すみやかに全面禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)10月27日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

(提出者) 全議員